

火災等の被害に遭われた方へのごあんない

この度の思いがけない災難につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

どうかお気を落とされませんよう、一日も早いご回復をお祈りいたしております。

本書は、火災等の被害に遭われた方が罹災後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものですので、参考にいただければと存じます。

なお、罹災後の全ての手続きを網羅したものではありませんことを、ご承知おきください。

それぞれの詳しい内容につきましては、各担当部署にお問い合わせください。

令和8年6月改訂

米 沢 市

市民環境部 防災危機管理課

電話：0238-22-5111

（内線3401～3404）

1 被災された方への各種支援

項目	内容	問合せ先
災害見舞金及び災害弔慰金 (米沢市)	災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)により、住家が全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。金額は、被害の程度及び世帯の種別(単身または複数名)によって異なります。 また、災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)により亡くなられた場合は、その遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	社会福祉課 (総務企画担当)
災害見舞金及び災害弔慰金 (日本赤十字社)	災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)により、住家が全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、半流失、半埋没の被害を受けた世帯に対して、災害見舞金を支給します。金額は被害の程度によって異なります。 また、災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)が原因で亡くなられた場合は、その遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	社会福祉課 (日本赤十字社米沢市地区)
災害救援物資	災害により住家が全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、半流失、半埋没又は床上浸水の被害を受けた世帯に対し、日本赤十字社の災害救援物資(毛布、緊急セット(日用品))を支給します。	社会福祉課 (日本赤十字社米沢市地区)
生活福祉資金の貸付	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の生活の安定や社会参加の促進を図ることを目的に必要な資金の貸付による生活支援を行います。	社会福祉課 米沢市社会福祉協議会 電話 0238-24-7881
市営住宅への特定入居	災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)により、住宅が滅失した方は、市営住宅の公募を行わず入居することができます。 ただし、市営住宅条例で定める条件を満たす必要があります。	建築住宅課 (市営住宅担当)
市営住宅への仮入居	自力で住宅を確保することが困難な場合で、市営住宅に空きがある場合に限り、どなたでも一時的に入居することができます。 ・市営住宅の一時使用申込 被災から 2 週間以内 ・市営住宅の一時使用期間 被災から 1 か月以内	建築住宅課 (市営住宅担当)

項目	内容	問合せ先
罹災証明書の発行 (火災の場合)	火災保険の請求や税金の減免等で必要となる罹災証明書を発行します。	置賜広域行政事務 組合米沢消防署
罹災証明書の発行 (自然災害の場合)	地震や水害等で住家が損害を受けてしまった場合、保険金の請求や税金の減免等で必要となる罹災証明書を発行します。	税務課 (家屋担当)
被害証明書の発行 (自然災害の場合)	地震や水害等で家財や店舗の商品等に損害を受けてしまった場合、保険金の請求や災害廃棄物の処分等で必要となる被害証明書を発行します。	防災危機管理課 (危機管理担当)

2 各種書類等の（再）発行手続きについて

項目	内容	問合せ先
印鑑登録	印鑑登録証または登録印のいずれかを紛失・焼失した場合は、それまでの印鑑登録を廃止し、申請に基づき改めて印鑑の登録を行います。	市民課 (記録担当)
マイナンバー (個人番号) カード	マイナンバー (個人番号) カードを紛失・焼失した場合は、再交付を行います。	市民課 (マイナンバーカード推進室)
特別永住者証明書	特別永住者証明書を紛失・焼失した場合は、申請に基づき再交付を行います。	市民課 (記録担当)
資格情報のお知らせ 資格確認書	○国民健康保険資格情報のお知らせ ○国民健康保険資格確認書 ○後期高齢者医療資格情報のお知らせ ○後期高齢者医療資格確認書 申請に基づき、本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、写真付きの身分証明書など) の提示により再発行を行います。 破損、汚損の場合は「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を御持参ください。 ○健康保険・共済組合・その他の被用者保険 ⇒勤務先の担当者にお問い合わせください。	保険年金課 (保険給付担当)
年金手帳または基礎年金番号通知書及び年金証書	○年金手帳または基礎年金番号通知書 《国民年金加入の方》 ⇒市役所で申請ができます。 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など) が必要です。 《厚生年金・共済年金加入の方》 ⇒勤務先を通じて再交付手続きを行ってください。	保険年金課 (年金担当) 米沢年金事務所 電話 0238-22-4220

項目	内容	問合せ先
	○年金証書 年金事務所に申請してください。	
障害者手帳	紛失・破損した場合は、再交付申請書等を提出して再発行の手続きができます。	社会福祉課 (障がい者支援室)
重度心身障がい(児)者医療証	紛失・破損した場合は、再交付申請書等を提出して再発行の手続きができます。	社会福祉課 (障がい者支援室)
介護保険証	申請に基づき、本人確認証明(運転免許証やマイナンバーカードなど)の提示により再発行します。	高齢福祉課 (介護認定給付担当)
負担割合証		
負担限度額認定証		
子育て支援医療証	申請に基づき、再交付を行います。	子育て支援課 (給付担当)
ひとり親家庭等医療証	申請に基づき、再交付を行います。	子育て支援課 (給付担当)
児童扶養手当証書	申請に基づき、再交付を行います。	子育て支援課 (給付担当)
母子健康手帳	申請に基づき、再交付を行います。(ただし、記載内容は一部のみとなります。)	こども家庭課 (母子保健担当)
妊婦健康診査受診票等	申請に基づき、再交付を行います。	こども家庭課 (母子保健担当)
運転免許証	申請に基づき、再交付を行います。 ①身分を確認できるもの(保険証、パスポート、通帳等) ②縦3cm×横2.4cmの6か月以内に撮影した写真 ③手数料 詳細については、米沢警察署または山形県総合交通安全センターにお問い合わせください。	米沢警察署 電話 0238-26-0110 山形県総合交通安全センター 電話 023-655-2150

3 税・保険料・使用料・手数料の減免手続き等について

項目	内容	問合せ先
保険税(料)の減免	災害により住宅や家財について損害を受けた場合、申請することにより、減免を受けられる場合があります。	税務課 (税制担当)
市・県民税の減免	災害により住宅や家財について損害を受けた場合、申請することにより、減免を受けられる場合があります。	税務課 (市民税担当)
固定資産税の減免等	災害により土地、家屋及び償却資産について損害を受けた場合、申請することにより、減免等を	税務課 (土地担当・家屋担

	受けられる場合があります。	当)
国民年金保険料の免除	損害の状況により、国民年金保険料の免除を申請できる場合があります。	保険年金課 (年金担当) 米沢年金事務所 電話 0238-22-4220
保育料の減免	火災、風水害及び地震等により住居又は店舗等が被害を受けたとき減額し、又は免除することができます。	子育て支援課 (支援担当)
水道料金	水が出続けていた場合、申請することにより、減免を受けられる場合があります。	業務課 (企画担当)
市税等の徴収猶予	災害により市税等の納付が困難な時は、申請により納期限の延長や分割納付などを受けられる場合があります。	納税課 (納税担当)
廃棄物(ごみ)処分手数料の減免	火災等で生じた廃棄物(り災した家屋の残材や粗大ごみ等)を置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターで処分する場合に、処分手数料が減免されることがあります。 減免対象や手続き方法などについては、事前にお問い合わせください。	環境課 (廃棄物対策担当)

4 公共サービス関係手続について

項目	内容	問合せ先
電話(N T T)の場合	火災等に遭った旨を伝え、必要な手続きの詳細についてお問い合わせください。 N T T以外の場合は、契約されている業者にお問い合わせください。	N T T (電話故障受付) 電話 116 携帯電話等からは 0120-116-116
水道	水道を利用しない(できない)場合は、中止および廃止の手続きについてお問い合わせください。 給水管等の修理・補修が必要な場合は、米沢市指定給水装置工事事業者(指定店)に依頼してください。	米沢市上下水道部 料金窓口・水道センター 電話 0238-22-4511
ガス	プロパンガスについては、各自契約している販売店にお問い合わせください。	
電気	ご利用の電力会社にご連絡ください。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事に業者に依頼してください。	
郵便局	お近くの郵便局の窓口へ転居届を出しておく	

	だけで、1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送できます。	
--	-----------------------------------	--

5 その他手続きについて

項目	内容	問合せ先
住民登録	住家を変更し、長期間居住する場合は、届出に基づき住民票の異動を行います。	市民課（記録担当）
就学援助費	市内の小中学校に在籍する児童生徒が、居住している住宅の災害により生活が困窮し、義務教育に必要な学用品費等の支払いが困難になった時は、費用の一部援助を受けられる場合がありますのでご相談ください。	在籍している小中学校
法律相談（予約制）	火災等による近隣トラブル、人権トラブルについては、無料相談を実施しています。 開催日時等については、市報をご覧ください。	生活安全課
人権・こまりごと相談		勤労者福祉協会 電話 0238-21-5250
		法務局米沢支局 電話 0238-22-2148